

3 主な年間活動（令和5年度の行事实績等を参考に作成）

区 分	主な内容	年間推計 実績
県議会本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月、9月、12月、2月の各定例会 ・ 5月の臨時会 	知事答弁 110回以上
定例的な行事 (毎月開催等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事戦略会議（8回） ・ 叙位・叙勲伝達式（12回）等（定例幹部職員会議10） 	30件以上
広報関係行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例知事記者会見（24回） ・ その他記者会見（3回）（黄金街道、新春、人事予算） ・ 知事新春対談（16回） ・ 知事広聴（3回） 	40件以上
会議、大会、 式典等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が会長等を務める会議・大会等 （知事が兼職する団体等：約190団体） ・ 全国知事会、関東地方知事会、中部圏知事会等 ・ 市町、各種団体等の主催する大会・記念式典等 	150件以上
知事への来客・ 協議等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶（国、他県知事、市町長、各種団体等） ・ 表敬訪問（外国賓客、全国大会優勝者等） ・ 市町長、各種団体からの要望 ・ 各部局長等の協議・報告 	1,000件以上

(参考) 公務に従事した日数（令和5年度実績）

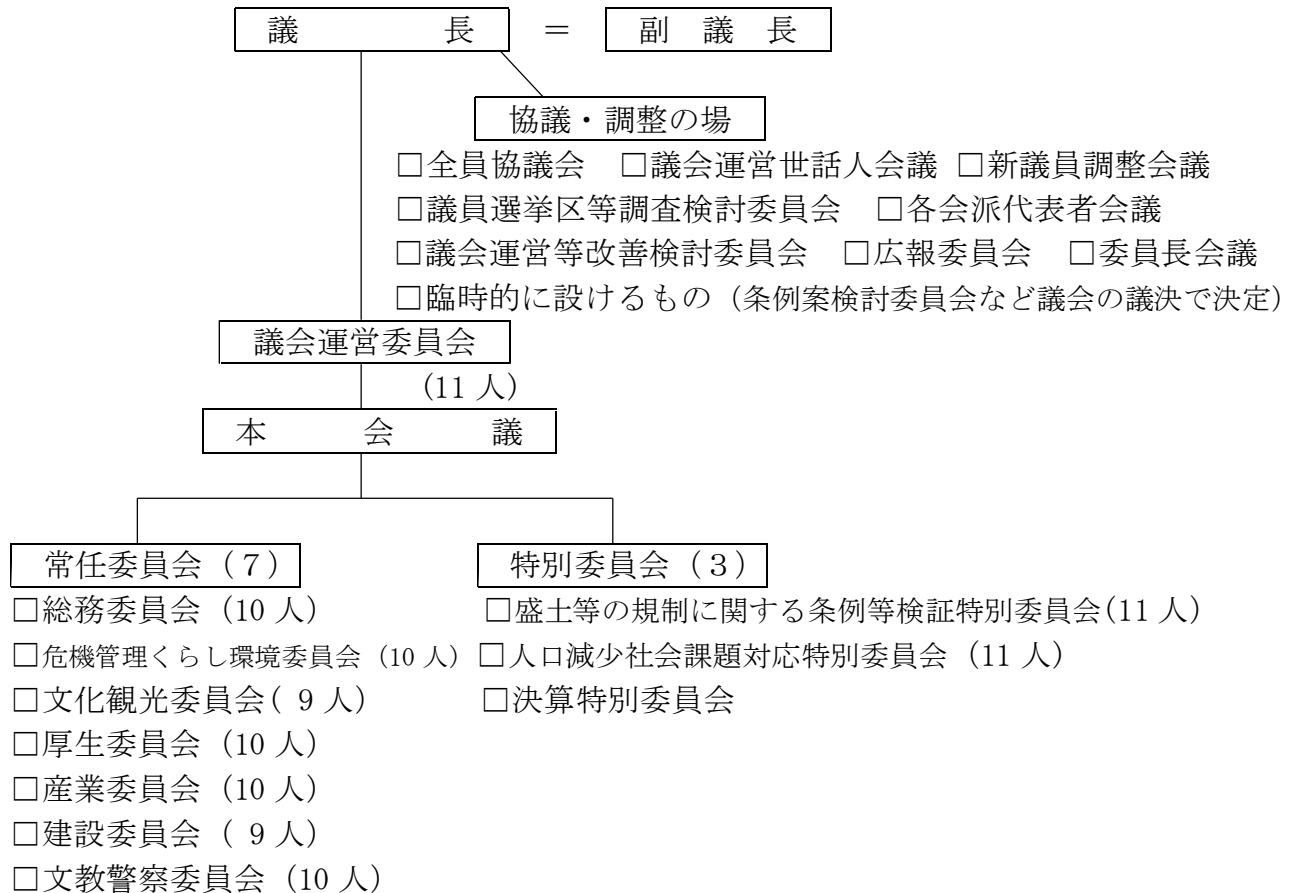
公務に従事した日	公務に従事しない日	公務に従事した割合
271日 (234日)	95日 (132日)	74.0% (63.9%)

※ カッコ内の数字は、毎月勤労統計調査の一般労働者の平均年間出勤日数

10-(2) 議会及び議長の年間活動

1 県議会の組織（定数：68人）

（令和6年10月1日現在）



2 議会の主な年間活動（令和5年度の実績に基づく例）

内 容	開催日数 (回数)	備 考
本会議 (定例会・臨時会)	30日	・定例会（6月、9月、12月、2月） ・臨時会（5月）
7 常任委員会	7～12日 4～5日	・1委員会当たり開催日数 ・1委員会当たりの視察日数
議会運営委員会	39日 16日	・議会運営委員会開催日数 ・小委員会開催日数
3 特別委員会	3～5日 0～3日 4日	・1特別委員会当たりの開催日数 ・1特別委員会当たりの視察日数 ・決算特別委員会開催日数
協議・調整の場 各会派代表者会議 会議、委員会等	22回 +α	・各会派代表者会議開催回数
議員派遣	19件	・「富士山の日」フェスタ、静岡・山梨両県議会の連携による取組、県議会高校出前講座等

太枠内…全議員が出席するもの

3 議長の主な年間活動（令和5年度の実績に基づく例）

区 分	主な内容	件 数
議会	本会議、代表者会議、議会運営委員会	107件
その他行事等公務	全国議長会、地方議会連絡会、各種団体からの出席要請に基づく行事、団体・市町からの要望 等	288件

政務活動費制度の概要

(要 旨)

議員の調査研究その他の活動に資するため、静岡県政務活動費の交付に関する条例及び同規程に基づき、政務活動費として議員一人当たり月額 45 万円を毎月各会派（所属議員が一人の場合も含む。）に交付している。

(概 要)

政務活動費の概要

区 分	内 容
交 付 対 象	議会の会派（所属議員一人も含む）に対し、調査研究その他活動に資する経費の一部として交付
交 付 額	月額 45 万円×各会派の月の初日における所属議員数。 （特例条例により、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、月額から 10 パーセント減額して交付）
経 費 の 範 囲	調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費、人件費
交付金の返還	当該年度に交付を受けた政務活動費の総額から、支出の総額を控除して残余が生じた場合には返還
収支報告書等の閲覧	誰でも収支報告書等の閲覧を請求可 提出期間末日の翌日から 60 日を経過した日の翌日から閲覧を開始

透明性の確保と適正な執行

全国で不適切な使用による問題が発生したことを受け、より一層の運用の明確化と使途の透明性の確保を図るため、経理責任者会議、各会派代表者会議での協議を経て、以下のとおり運用指針を改正し、平成 29 年 4 月 1 日交付分から適用している。

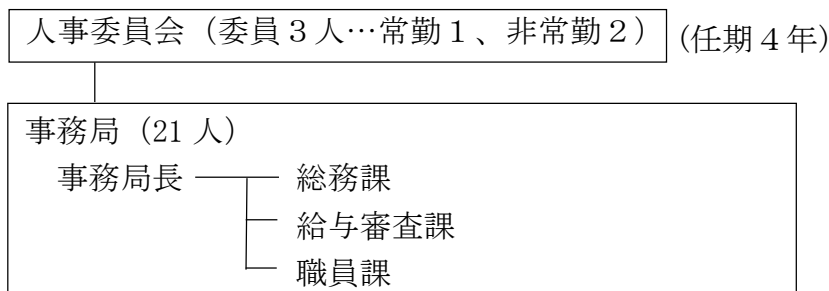
<主な改正内容>

- ・ 平成 29 年度分の領収書などの証拠書類等を平成 30 年度からインターネット公開
- ・ 自動車燃料代の単価方式による単価を費用弁償と同額に見直し
- ・ 支出証拠書等の様式を改正し記載内容の明確化
- ・ 活動概要書等の提出を義務化することにより、政務活動費の充当をより厳格化
- ・ 運用上ルール化されている項目の指針への明文化

10-(3) 人事委員会委員の概要

人事委員会は、地方公共団体の職員の人事管理が適正に行われるよう任命権者の権限の行使をチェックし、専門的視点からの調査研究や勧告などを行う、公平・中立な第三者機関である。

1 人事委員会の組織



2 人事委員会の権限

権限の区分	主な所掌事務（業務）
(1) 行政権限	競争試験及び選考の実施
	勤務条件の改善や給与改定の報告・勧告等
	職員に関する条例の制定・改廃についての議会への意見の申し出
	職員団体の登録
	労働基準監督機関としての権限の行使
	人事行政に関する調査・研究・企画・立案
	職員の苦情処理
	贈与等報告書の審査
(2) 準司法的 権限	退職管理の適正の確保
	職員の勤務条件に関する措置要求の審査
(3) 準立法的 権限	職員に対する不利益処分についての審査請求の審査
	人事委員会の権限に属する事項についての人事委員会規則の制定

3 人事委員会委員の任免

任命	地方公共団体の長が、 <u>人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、選任</u>
罷免	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長は、心身の故障等の場合に議会の同意（公聴会の開催も必要）を得て罷免可 ・委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなった場合、これらのうち一人を除く他の者は地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免

4 人事委員会委員に課される責任

人事委員会が行う勤務条件に関する措置の要求に対する判定等や不利益処分に関する審査請求についての裁決等に係る県を被告とする訴訟について、県を代表する。(地方公務員法8条の2)

5 人事委員会委員に就任することによる制約

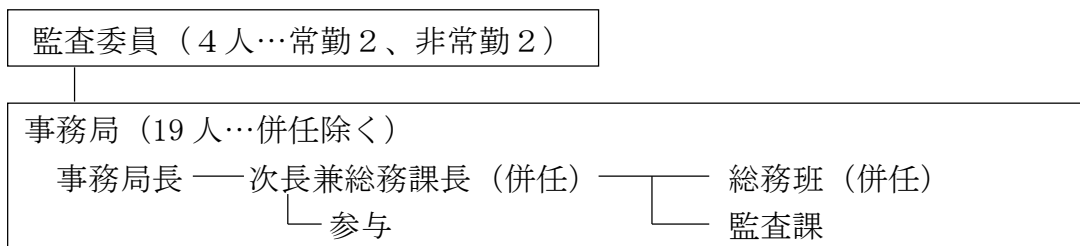
- (1) 委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
(地方自治法180条の5第6項)
- (2) 全ての地方公共団体の議会の議員、当該地方公共団体の地方公務員の職を兼ねることができない。また、公平委員会の事務の委託を受けた人事委員会の委員は、委託を行った地方公共団体の地方公務員の職を兼ねることができない。
(地方公務員法9条の2第9項)
- (3) 委員の服務規定として、一般職に対する守秘義務や政治的行為の制限などの服務規定を準用する。(地方公務員法9条の2第12項)

10-(4) 監査委員の概要

監査とは、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その真実性・妥当性を調べ、その結果を関係者に報告することをいう。

監査委員は、地方公共団体の監査に責任を有する、地方公共団体の長（知事）から独立した執行機関である。

1 組織



2 所掌事務

○定期監査、○随時監査、○臨時監査 ○行政監査、○直接請求による事務監査、○議会の要求監査、○知事の要求監査、○請願の措置状況の提出、○財政的援助団体、出資団体等及び公の施設の管理を委託している団体の監査、○例月出納検査、○決算審査、○健全化判断比率審査、○内部統制評価報告書審査、○職員の賠償責任の監査、○公金取扱の監査 他

3 監査委員

定数	内 訳	任 期
4人	○ <u>識見を有する者（識見委員）</u> 2人 ・うち1人以上を常勤とする（地方自治法196条第4項、第5項） ⇒本県は2人とも常勤 ・うち1人が代表監査委員となる（地方自治法199条の3第1項）	4年
	○議員から選任する者（議選委員） 2人又は1人（地方自治法196条第6項） ⇒本県は2人	議員としての任期

4 監査委員の任免（識見委員）

任命	地方公共団体の長が、 <u>議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任</u>
罷免	一定の要件（心身の故障等）に限り、かつ議会の同意が必要

5 監査委員の制約事項、服務

(1) 兼業禁止（地方自治法 196 条第 3 項等）

- ・ 地方公共団体の常勤職員及び短時間勤務職員との兼職不可
- ・ 国会議員、検察官、警察官、公安委員会委員等との兼職不可

(2) 服務（地方自治法 198 条の 3）

- ・ 常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならない
- ・ 職務上知り得た秘密を監査委員であるときのみならず職を退いた後も漏らしてはならない

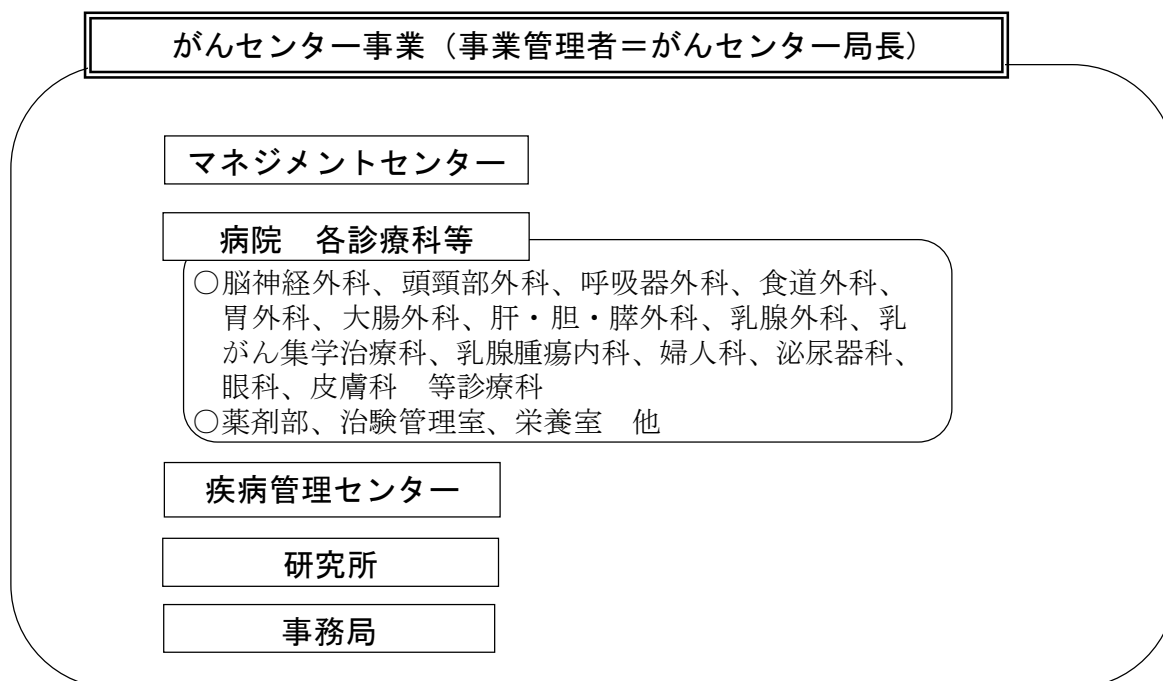
6 事務実績（令和 5 年度）

- ・ 定期監査 474 箇所
- ・ 随時監査 21 箇所
- ・ 財政的援助団体等監査 32 箇所

10-(5) がんセンター事業管理者（がんセンター局長）の概要

本県では、県民の医療を行い、あわせてがん対策の推進を図るため、静岡県立静岡がんセンター事業を設置している。（静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例）

1 がんセンターの組織



2 がんセンター事業管理者の設置根拠

地方公営企業を経営する地方公共団体に、**地方公営企業※の業務を執行させるため、管理者を置く**（地方公営企業法第7条）

※ がんセンター事業は地方公営企業法が適用される地方公営企業（病院事業）である。

3 がんセンター事業管理者の任免

区分	具体的要件
任命	地方公営企業（がんセンター事業）の経営に関し識見を有する者のうちから知事が任命
任期	4年（常勤）
罷免	知事は次に該当する場合、管理者を罷免することができる <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認める場合 ・管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合 ・その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

4 がんセンター事業管理者の地位及び権限

管理者は一部※を除き、地方公営企業の業務を執行し、**地方公営企業の業務執行に関し地方公共団体を代表する。**(地方公営企業法第8条)

※ 予算の調製、議案の提出、決算の監査、過料を科することは知事が行う

5 担当事務

○ 管理者の担任する事務(地方公営企業法第9条)

- (1) その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。
- (2) 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。
- (3) 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (4) 予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (5) 決算を調製し、地方公共団体の長に提出すること。
- (6) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (7) 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。
- (8) 契約を結ぶこと。
- (9) 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。
- (10) 予算内の支出をするため一時の借入をすること。
- (11) 出納その他の会計事務を行うこと。
- (12) 証書及び公文書類を保管すること。
- (13) 労働協約を結ぶこと。
- (14) 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。
- (15) 前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項

6 がんセンターの規模

- ・ 病床数：615 床
- ・ 年間総費用 428 億円 (R6. 3 月決算時点)
- ・ 職員数 (常勤職員) 1, 162 (R6. 4. 1 時点)

10-(6) 教育長の概要

教育長は、教育に関する一般方針を決定する教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会事務局を統括し、教育委員会の方針、決定の下に教育に関する事務を執行する。

1 教育長の職務権限（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

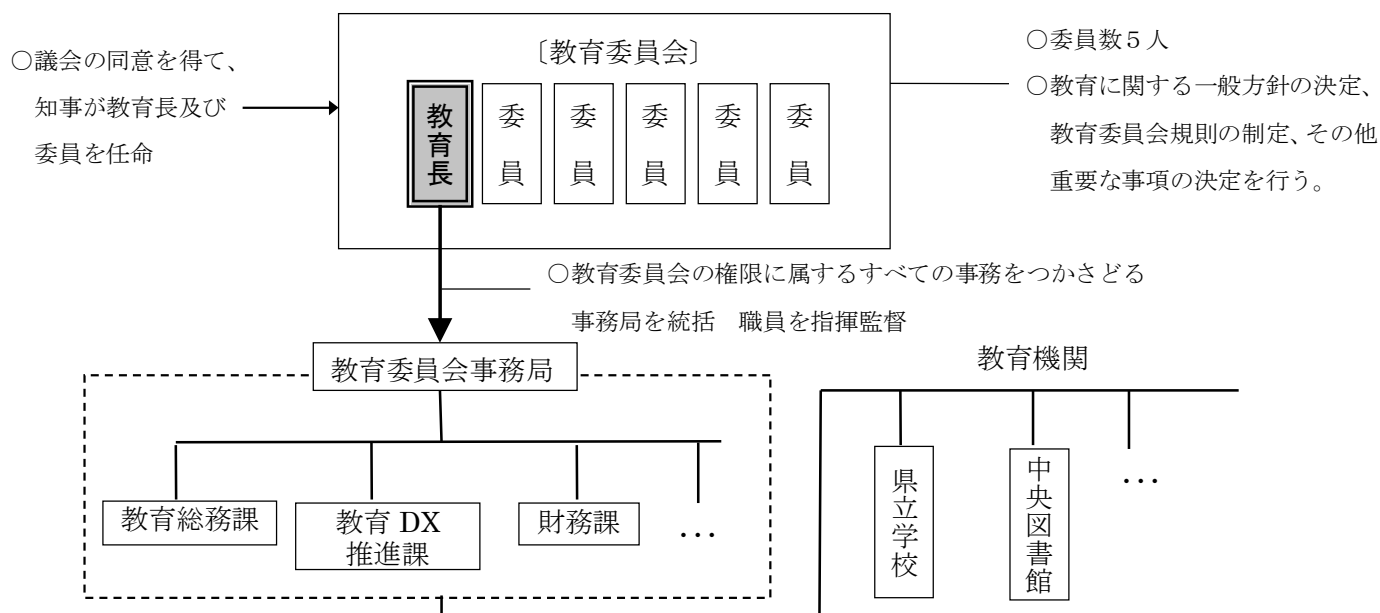
- 教育委員会の会務を総理(※)し、教育委員会を代表する（第13条第1項）
- 教育委員会会議の招集（第14条第1項）
- 教育委員会会議での採決において、可否同数の場合の決定（第14条第4項）

※「会務を総理」とは、教育委員会会議の主宰と教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること、及び教育委員会事務局を統括し職員を指揮監督することを意味する。

2 教育長の勤務条件等

- 任期は3年
- 職務専念義務が課せられており、勤務時間は一般職員と同じ
- 営利企業の従事制限、政治的行為の制限あり

3 教育委員会及び教育委員会事務局の組織



(参考) ○教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員数・・・460人
(令和6年4月1日現在)

4 教育委員会の事務

区分	主な内容
学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置管理・教職員の人事及び研修 ・児童・生徒の就学及び学校の組織編制 ・校舎等の施設・設備の整備 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育事業の実施 ・図書館等社会教育施設の設置管理 ・社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助

(参 考)

静岡県特別職報酬等審議会の過去の開催実績

※平成14年以降

年度	開催 年月日	諮問事項	答申 (意見) 年月日	答申(意見)内容
H18	①H18. 11. 24 ②H18. 12. 26 ③H19. 1. 9 ④H19. 1. 26	議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事及び出納長の期末手当及び退職手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額	H19. 1. 29	報酬等減額 (知事▲4万円) 等
H21	①H21. 9. 10 ②H21. 10. 15 ③H21. 10. 29 ④H21. 11. 6 ⑤H22. 1. 8 ⑥H22. 1. 22	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・非常勤行政委員会委員の報酬の額及び支給方法	H21. 11. 17 H22. 2. 1	報酬等減額 (知事▲1.2万円) 非常勤行政委員会委員報酬日額化
H23	H23. 11. 14	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額	H23. 11. 15	報酬等減額 (知事▲1.1万円)
H25	①H25. 11. 21 ②H25. 12. 3 ③H25. 12. 26	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事の期末手当及び退職手当の額 ・議員の期末手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額 ・特別職職員の退職手当のあり方	H26. 1. 16	据置き
H27	H27. 11. 12	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事の期末手当及び退職手当の額 ・議員の期末手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額	H28. 1. 20	報酬等増額 (知事+1.4万円)
H29	H29. 11. 17	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見) ・開催頻度(知事任期のうち早い段階で1度諮問することが適当)	H29. 11. 20	据置き
R3	R3. 11. 15	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事の期末手当及び退職手当の額 ・議員の期末手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額	R3. 11. 18	据置き

平成18年度 特別職報酬等審議会の概要

1 諮問

(1) 背景

「分権型社会システムへの転換に備え、給与全般について、制度の根本に立ち返った審議が必要である」との知事の厳しい認識に基づき、本来の諮問事項である知事、副知事及び議員の給料月額に加え、**期末手当や退職手当を含めた一任期中に支給される総額**についても審議することとなった。

(2) 内容

区 分	諮問(意見)
知事及び副知事	給料月額 (期末手当、退職手当)
議員	報酬月額 (期末手当)
その他の常勤の特別職	(給料月額、期末手当、退職手当)

2 審議会

(1) 論点

- ア 一任期(4年間)の支給総額の水準
- イ 退職手当の水準
- ウ 期末手当の算定方法を国の特別職と同様とするか
- エ 給料月額の水準

(2) 答申(意見)

- ア 一任期(4年間)の支給総額の水準
支給総額の適正水準は、現行の給与抑制後の実支給額から5%程度減額とする。(抑制前の条例上の規定額からは9%程度減額)
 - ・ 他の都道府県の特別職の給料月額が平均して5%超削減されていること及び静岡市並びに浜松市の特別職の支給総額も5%超の削減が見込まれていること。
 - ・ 特別職の給与水準は、その団体の財政状況を考慮して決定すべきであり、抑制措置を行っていることを考慮すれば、抑制後の実支給額から5%程度を減額する。
- イ 退職手当
一任期の職責を全うしたことに對する一時金として支給される報償であるという性格にかんがみ、知事は4,000万円程度、副知事は2,000万円程度とする。
- ウ 期末手当
国の特別職と同様の算定方式に改める。
 - ・ 国や国と同じ算定方式を採用している他府県と本県を比較した場合に、異なる算定方式で期末手当を支給する特殊性は本県には見当たらない。
- エ 給料月額
最近の他の都道府県知事の給料月額の改定で月額を増額したものがないことから、現行の額を若干下回る程度とする。

※ 開催時期

第1回	第2回	第3回	第4回	答申
H18.11.24	H18.12.26	H19.1.9	H19.1.26	H19.1.29

(参考)

答申及び意見の概要

1 知事

一任期（4年間）の支給総額の水準は、現行制度が定める額により算出した支給総額から9%程度減額、現行の実支給額（期末手当15%抑制後）から5%程度減額とする。

	現行	答申・意見
給料月額	135万円	131万円
退職手当の支給割合	75/100	65/100

2 副知事

一任期（4年間）の支給総額の水準は、現行制度が定める額により算出した支給総額から8%程度減額、現行の実支給額（期末手当10%抑制後）から5%程度減額とする。

	現行	答申・意見
給料月額	108万円	107万円
退職手当の支給割合	50/100	40/100

3 議員

一任期（4年間）の支給総額の水準は、3%程度減額とする。

報酬月額	現行	答申
議長	108万円	103万円
副議長	96万円	91万円
議員	88万円	84万円

4 その他の常勤の特別職

（人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、がんセンター事業の管理者）
一任期（4年間）の支給総額の水準は、5%程度減額とする。

	現行	意見
給料月額	76万円	75万円
退職手当の支給割合	18/100	15/100

5 期末手当

算定方法は、国の特別職と同様のものに改める。

	現行	意見
常勤の特別職	$1.2 \times 4.4 = 5.28$ 月	$1.45 \times 3.35 = 4.8575$ 月
議員	$1.4 \times 3.3 = 4.62$ 月	

6 退職手当

在職期間の計算は、特別職職員となった日から退職した日までの月数によることとする。（一月に満たない端数がある場合は、切り捨てる。）

7 改定の実施時期

平成 19 年 4 月 1 日

平成21年度 特別職報酬等審議会の概要

1 諮問等

- ・ 前回審議会(平成18年度)から3年経過したため、この間の社会経済情勢等の変化に照らし、知事・副知事の給料及び議員の議員報酬の改定の必要性について諮問
- ・ 併せて、非常勤の行政委員会委員の報酬について、支給方法(月額か日額か)及び額について意見を求めた

2 審議経過

回次	開催日	審議内容
第1回	平成21年9月10日	審議会の進め方、論点整理
第2回	平成21年10月15日	行政委員会事務局のヒアリング、知事の給料の改定等
第3回	平成21年10月29日	行政委員会事務局のヒアリング 知事、副知事及び議員の給料の改定等
第4回	平成21年11月6日	行政委員会委員の報酬の支給方法
答申及び意見	平成21年11月17日	知事、副知事、議員の給料の引下げ改定 行政委員会委員の月額報酬の額の引下げ改定
第5回	平成22年1月8日	行政委員会委員の報酬の支給方法
第6回	平成22年1月22日	行政委員会委員の報酬の額、意見書整理
意見	平成22年2月1日	行政委員会委員報酬の日額化、報酬額

3 答申及び意見(平成21年11月17日)

	内 容	改定時期																								
答申	特別職職員について、その職務や職責の重要性は認識するものの、現下の社会経済情勢や本県の財政状況などを総合的に勘案し、一般職職員の給与の3年間の累積較差率マイナス0.85%を上回る減額とする。	H21. 12. 1																								
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>答申</th> <th>引下げ額・率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>1,310千円</td> <td>1,298千円</td> <td>12千円(0.92%)</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>1,070千円</td> <td>1,060千円</td> <td>10千円(0.93%)</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>1,030千円</td> <td>1,021千円</td> <td>9千円(0.87%)</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>910千円</td> <td>902千円</td> <td>8千円(0.88%)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>840千円</td> <td>832千円</td> <td>8千円(0.95%)</td> </tr> </tbody> </table>			現行	答申	引下げ額・率	知事	1,310千円	1,298千円	12千円(0.92%)	副知事	1,070千円	1,060千円	10千円(0.93%)	議長	1,030千円	1,021千円	9千円(0.87%)	副議長	910千円	902千円	8千円(0.88%)	議員	840千円	832千円	8千円(0.95%)
			現行	答申	引下げ額・率																					
	知事		1,310千円	1,298千円	12千円(0.92%)																					
	副知事		1,070千円	1,060千円	10千円(0.93%)																					
	議長		1,030千円	1,021千円	9千円(0.87%)																					
副議長	910千円	902千円	8千円(0.88%)																							
議員	840千円	832千円	8千円(0.95%)																							
意見	非常勤の行政委員会委員の報酬を、議員報酬等と同様に減額する。																									

4 意見(平成22年2月1日)

- 非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法
日額化すべき行政委員会を2委員会から全9委員会までとする5案を併記
- 非常勤の行政委員会委員の報酬の額(日額とした場合)
委員長又は会長 日額38,900円
委員 日額35,400円

平成 23 年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

1 諮問内容

前回審議会（平成 21 年度）から 2 年経過したため、この間の社会経済情勢等の変化に照らし、知事・副知事の給料及び議員の議員報酬の改定の必要性について諮問

2 審議内容及び答申内容

知事の給料月額等について、一般職の改定率の累積分(22～23 0.79%)を基本として以下のとおり引き下げるよう意見集約がなされた。

	現行の月額	改定後の月額	引下げ額	引下げ率	年間給与（増減額）
知 事	1,298,000円	1,287,000円	11,000円	0.85%	2,095万円(▲18万円)
副知事	1,060,000円	1,051,000円	9,000円	0.85%	1,711万円(▲15万円)
議 長	1,021,000円	1,012,000円	9,000円	0.88%	1,647万円(▲15万円)
副議長	902,000円	894,000円	8,000円	0.89%	1,455万円(▲13万円)
議 員	832,000円	825,000円	7,000円	0.84%	1,343万円(▲11万円)

※ その他の常勤特別職（人事委員会の常勤委員、常勤の監査委員及びがんセンター事業管理者）743,000円→737,000円(△6,000円 △0.81%)

(1) 知事の給料に関する意見

- 本県の県勢の状況、知事の職務・職責を勘案すると、現行の給与水準は決して高くはないが、東日本大震災後の状況や今後の本県経済の先行きが厳しいことなどを念頭に置かなくてはならない。
- 退職手当をカットしている点を含め、任期中の総報酬で考えると現状維持もあり得るが、今年度の状況では、県民の理解を得ることが大きな要素。一般職の改定率の累積に準じて引き下げれば良いのではないか。

(2) 副知事及びその他の常勤の特別職の給料並びに議員の議員報酬

知事の改定の考え方と同様に改定することが適当である。

(3) 改定時期

一般職の改定が見込まれる平成 23 年 12 月とすることが適当である。

※開催日：平成 23 年 11 月 14 日、答申日：平成 23 年 11 月 15 日

平成25年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

1 審議事項

- (1) 議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額
- (2) 知事等の退職手当のあり方

2 審議結果

(1) 議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額

現行の額を据え置くことが適当である。

<理由等>

○議員報酬及び給料に加えて、期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額で比較すると、本県の水準は、経済力や財政力が類似する他の都道府県に比べて低いものの、依然厳しさの続く本県経済の状況などを勘案すると、水準を引き上げることが県民の理解が得られない。したがって、現行の額を据え置くことが適当である。

○ただし、他の多くの都道府県では、昨年度の一般職の退職手当の引下げに伴い、特別職の退職手当を引き下げていることから、今後の他の都道府県の退職手当の改定状況に留意する必要がある。

(2) 知事等の退職手当のあり方

○特別職の退職手当の性格は、任期中の功労に対する報償と考えられる。

○公選の知事の退職手当については、他の特別職と異なる特別な意味は見出せない。

○知事の退職手当と選挙に要する費用は、制度上、無関係であると考えられる。

○退職手当を受け取ることとしたうえで、与えられた職務を十分に果たし、県民の期待する成果を出していくことが望ましいと考える。

3 審議会の経過

- ・ 11月21日 第1回審議会
- ・ 12月 3日 第2回審議会
- ・ 12月26日 第3回審議会
- ・ 1月16日 知事に対して答申書及び意見書を提出

平成27年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

1 審議事項

議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額

2 答申及び意見の概要

(1) 給料・報酬

前回改定からの一般職の改定率（累積+1.11%）等を踏まえ、以下のとおり給料・報酬の月額を引き上げることが適当である。

（平成28年4月1日から改定）

	現行の月額	改定後の月額	引上げ額
知事	1,287,000円	1,301,000円	14,000円
副知事	1,051,000円	1,063,000円	12,000円
教育長	815,000円	824,000円	9,000円
議長	1,012,000円	1,023,000円	11,000円
副議長	894,000円	904,000円	10,000円
議員	825,000円	834,000円	9,000円
その他の常勤特別職	737,000円	745,000円	8,000円

(2) 期末手当

本県特別職の期末手当は国と同じ制度となっており、国の特別職に合わせて年間の支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。（平成27年度の期末手当から改定）

(3) 退職手当

給料・報酬、期末手当及び退職手当を合計した一任期中の総支給額の水準について、財政力が類似する他県の状況を踏まえて審議した結果、現行の支給率を据え置くことが適当である。

2 審議会の経過

- ・平成27年11月12日 審議会開催
- ・平成28年1月20日 知事に対して答申書及び意見書を提出

1 審議事項

知事及び副知事の給料並びに静岡県議会議員の議員報酬の額の改定

2 審議結果及び答申概要

(1) 報酬等の額

現行の額を据え置くことが適当である。

<理由>

特別職の国家公務員及び他の都道府県の特別職職員の改定状況、一任期中の総支給額の本県の水準、本県の部長級の職員の改定状況等を合わせて考慮すると、引上げ又は引下げの改定を行う状況にはない。

(2) 審議会の開催時期（意見）

これまで、原則として2年に1度開催することが適当であるとしてきたが、今後は知事が適切に水準を注視し、経済状況等に大きな変動がない限り、原則として知事の4年の任期のうち、早い段階で1度諮問することが適当である。

<理由>

特別職職員の報酬は、その職務の特殊性や任期があることを踏まえて定められるべきものであって、短期的に見直しを行う性格のものではない。

3 審議会の経過

- ・平成29年11月17日 審議会開催
- ・平成29年11月20日 知事に対して答申書を提出

令和3年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

1 審議事項

議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額

2 審議結果及び答申概要

(1) 報酬等の額

現行の額を据え置くことが適当である。

<理由>

本県の一般職員の改定状況を踏まえると引下げを行う状況になく、新型コロナウイルス感染症の影響や県民の理解を考えると引下げを行う状況にはない。

(2) 期末手当

本県特別職の期末手当は国と同じ制度となっており、国の特別職に合わせて年間の支給月数を0.1月分引き下げることが適当である。（令和4年度12月期の期末手当から改定）

(3) 退職手当

給料・報酬、期末手当及び退職手当を合計した一任期中の総支給額の水準について、財政力が類似する他県の状況を踏まえて審議した結果、現行の支給率を据え置くことが適当である。

3 審議会の経過

- ・ 令和3年11月15日 審議会開催
- ・ 令和3年11月18日 副知事に対して答申書を提出